

KATUJIMU 業務案内



社労士・行政書士2つの資格で
あなたの事業や生活をサポートします。

名古屋市中村区名駅二丁目40 - 11メゾン野村401

社会保険労務士事務所KATUJIMU
行政書士マザー事務所

TEL 052 - 581 - 8116

E-mail adviser_office@katujimu.com

営業時間 9:00~18:00

休日 土日祝祭日、年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク

初回
無料
相談

便利な社労士屋さん許認可屋さん KATUJIMU

便利に気軽に使える事務所を目指します。

社会保険労務士業務

顧問契約なしでも気軽に使える事務所です。

- ・労働保険年度更新手続き 次年度の6月1日から40日以内
- ・社会保険算定基礎届 毎年7月1日から7月10日まで

- ・労働保険手続き
- ・社会保険手続き
- ・退職金規定作成
- ・就業規則見直し、変更
- ・労災申請
- ・入社退社手続き
- ・法定四帳簿作成
- ・その他各種規定作
- ・育児介護休業関係規定作成
- ・パワハラ規定作成
- ・賃金規定作成
- ・労働契約書作成



行政書士業務

外国人労働者の方の永住許可お任せください。

- ・在留資格認定証明書
- ・在留期間更新
- ・在留資格更新
- ・資格外活動許可
- ・永住許可申請
- ・飲食店営業許可申請
- ・古物営業許可申請
- ・車庫証明
- ・法人設立書類作成
- ・建設業更新許可申請



労働保険・社会保険手続き、就業規則見直しご相談ください。

労働保険・社会保険手続き業務

これ以外の手続き業務
お問い合わせください。

- ・法人設立・新規適用にかかる労働保険手続き・・・33,000円～
- ・法人設立・新規適用にかかる社会保険手続き・・・44,000円～
- ・被保険者資格取得届・喪失届(離職票なし)(労働保険)・・・11,000円
- ・被保険者資格取得届・喪失届(社会保険)・・・11,000円
- ・36協定届(時間外、休日労働に関する協定届)・・・22,000円
- ・労務相談(1時間訪問あり)・・・11,000円
- ・顧問契約(月額)・・・33,000円～



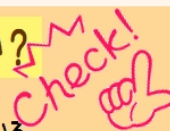
外国人労働者の入管申請・労務管理お任せください。

- ・永住許可申請・・・110,000円～
- ・在留資格認定証明書交付申請・・・110,000円～
- ・在留資格変更許可申請・・・77,000円～
- ・在留期間更新許可申請・・・44,000円～

外国人を雇いたい事業者様、外国人個人様
入管申請お手伝いさせていただきます。

あなたの会社の就業規則大丈夫ですか？

- ・法改正等により、現状にあっていない場合があります。
- ・育児介護休業やテレワーク導入、パワハラ防止など検討している。
- ・従業員とのトラブル防止のために就業規則が役立ちます。
- ・社内の風紀、モラルの向上により、今まで以上に働く意欲が向上します。
- ・常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則作成、届出義務があります。



就業規則見直しコンサルタント報酬・33,000円～

就業規則作成、届出義務に違反した場合、30万円以下の罰金に課される場合があります。

労務管理コンサルタント お任せください

- ・労働時間管理出来てますか？
- ・育児介護休業規制作成したい？
- ・有給休暇管理出来てますか？

社労士は、労働法に関する国家資格者
労務管理の専門家です。



初回
無料
相談

障害年金相談

国民年金・厚生年金加入者様ご存じですか？

障害年金の対象となる傷病 ※原則65歳誕生日の方が対象です。



- ・心疾患
- ・糖尿病
- ・呼吸器疾患
- ・血液・造血管疾患
- ・うつ病など精神の障害
- ・神経系統疾患
- ・腎臓疾患
- ・がん
- ・体幹・脊柱の機能の障害
- ・目や聴覚などの障害
- ・肢体の障害
- ・肝臓疾患
- ・脳疾患

上記以外にも対象となる傷病があります。お問い合わせください。

社労士は公的年金に関する
唯一の国家資格者です。

障害年金
どんな
制度？

障害年金
受給する
方法は？

障害年金
受給金額
いくら？



まずはなんでも聞いてみよう

障害年金請求の三つの要件

重要

初診日
要件

保険料
納付
要件

障害
認定日
要件



障害年金を受給するためには、まずこの三つの要件が必要です。
まずは要件に該当するか聞いてみよう。

着手金0円 まずは、QRコードで簡単無料問い合わせ
成功報酬型で安心

現役世代、働きながらも受給の可能性があります。

相談場所をご指定の場所に伺います。
土日祝祭日、時間外の相談もOK

秘密厳守
社労士・行政書士には守秘義務が課されています。



いつでも
相談無料

遺族年金・年金何でも相談

遺族基礎年金(国民年金)

支給される可能性のある方

- 18歳最初の年度末までの子
- 障害等級1級、2級の20未満の子
- 上記の子がいる配偶者



遺族厚生年金(厚生年金)

支給される可能性のある方

- 配偶者又は子
- 夫、父母、祖父母、孫
(夫、父母、祖父母は55歳以上)
(子、孫は18歳最初の年度末まで又は
障害等級1級、2級の20歳未満)

上記に当てはまる方がいる場合、遺族年金支給の可能性がります

年金関係料金

- ・障害年金申請 年金支給額の2か月分若しくは110,000のhigher方
- ・遺族年金申請 38,500円~
- ・老齢年金申請 11,000円~

その他の年金関係料金ご連絡ください。

遺族年金、
年金なんでも相談
お任せください。



社労士は、公的年金に関する国家資格者
年金法務の専門家です。

遺族年金・障害年金その他年金なんでも相談受付
年金の分からないことなんでもお問合せください。



そっだ！遺言書のこと相談しよう

よし！終活始めよう



初回
無料相談
実施中

あらかじめご連絡いただければ
出張相談対応OK/土日祝祭日対応OK

遺言書なんて必要？ Yes. 相続トラブルを回避できます。

なぜ！遺言書が必要なの？



遺言書は残された家族の方にあなたの財産の分配方法を決めて指示するだけでなく、自分のこうしてほしいという思いや願いを伝えることができます。

例えば、ご自身のペットの面倒を見てもらいたい方を決めて、その方にお金を渡すという遺言書も作成できます。

待った！その遺言書無効かも？

自筆証書遺言書は法律に定められた方式で作成なくてはなりません。間違った遺言書は無効になってしまいます。遺言書の書き方がわからないそんな時、弊事務所をご活用ください。弊事務所ではひとりひとりのお客様のお話を詳しくお聞きしてベストな遺言書のご提案をさせていただきます。



遺言書・相続手続き費用

- 公正証書遺言書作成・・・お問い合わせください。
- 相続関係説明函作成・・・27,500円～
(戸籍謄本収集費用込み)
- 財産目録作成(調査込み)・・・55,000円～
- 遺産分割協議書作成・・・55,000円～
- 死後事務委任契約書作成・・・33,000円～
- 見守り契約書作成・・・33,000円～
- 見守り契約(月額)・・・5,500円
- 預貯金の解約、名義変更・・・27,500円～

自筆証書遺言起案作成コンサルタント
55,000円～

遺言書を書くメリット

- ご自身が生存中に遺産の分け方を決めておける。
- 法定相続人以外の方に財産を渡せる。(遺贈)
- 相続人が遺産の分け方で悩む必要がない。
- 相続人の相続手続きの負担を軽減できる。

一般的な遺言書は 自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言と公正証書遺言
それぞれメリット、デメリットがあります。

遺言書のこと何でもご相談ください



相続手続きは国家資格者にお任せください。

専門家に依頼すれば安心



- 面倒な手続きからの解放
- ご自身の時間を無駄にすることがない
- 間違いなく手続きが進むので安心

遺言書・相続のご相談お待ちしております

遺言書のわからないこと
まずは何でも聞いてみよう

争いのあるもの、登記手続き、相続税関係のご相談はお引き受けできません。